

村川家文書について—目録・画像・翻刻の公開にあたって—

(1) 村川家について

村川家は、祖先は山田二郎左衛門正斉（まさなり）という武士であり摂津の久松甲斐守の家臣であったが、事あって大坂で切腹、その子正員（まさかず）は伯耆国米子の村川六郎左衛門の娘であった母に従い米子に来て母方の村川姓を名乗ることになった。正員と続く正賢（まささと）は甚兵衛を名乗ったが、次の正純（まさすみ）から市兵衛を襲名した。この村川市兵衛正純は、1617年（元和3）に鬱陵島（往時の日本名竹島）に漂着した大屋甚吉と親交があり、両家で幕府から鬱陵島渡海事業の許可を受けた。正純は甚吉より年長で、本姓を表した浪人であったため、渡海御免の達書やその他の書類に村川市兵衛が筆頭に記されることになったと大谷文子氏は記している（大谷文子『大谷家古文書』1984 P118）。

1696年（元禄9）鬱陵島渡海禁制後も米子で商売を続け、特権を与えられたことが古文書からもわかる。

(2) 村川家文書について

村川家と大谷家は幕府に鬱陵島への渡海を申し出て許可を受け、両家は鬱陵島に渡海し漁獵や産物の採捕を家業としたが、1696（元禄9）年に渡海禁制となった。村川家には竹島（鬱陵島）渡海に関する文書や、江戸幕府や鳥取藩要人からの書状、竹島（鬱陵島）渡海禁制ののち、米子において特権を与えられた商売に関する文書などが残されていた。このたび島根県に絵図を含む69点（枝番号を含むと94点）の古文書が寄贈された。

(3) 村川家文書目録について

寄贈を受けた古文書は一つの箱に入っており、特に分類や仕分けがなされた様子はなかったため、箱から取り出して並べてみたところ、書状、包み紙と書状、包み紙だけ、断片などがあり、それぞれ一件として扱うこととした。箱の中で一番上にあった絵図を1とし、以下69までの番号を付けた。目録は大谷家文書の様式に倣い、文書番号、表題、内容、年代、作成、宛名、携帯、数量、法量、備考について記載した。

(4) 画像・翻刻について

翻刻については「凡例」を参照していただきたい。翻刻は一部の文書について公開しており、未翻刻の文書がある。

資料の撮影は(株)サンインマイクロが行い、全文書の画像を公開した。

(5) 東京大学史料編纂所の所蔵資料

村川家文書は、大谷家同様1895年（明治28）に、当時会見郡米子町の村川藤吉郎蔵本を文科大学助教授田中義成氏が採訪し、翌1896年（明治29）までに文書が謄写または影写さ

れた。現在東京大学史料編纂所に謄写本『村川氏旧記』1冊、影写本『村川氏旧記』(『別本村川氏旧記』とされる)1冊、謄写本『村川系譜』1冊、3点の絵図の模写『松島之図』『竹島之図』『竹島之図』、以上全6点が所蔵されている。

絵図は大谷家では写されておらず、村川家の特色と言える。3点の絵図のうち2点の原図と思われる絵図が、現在島根県に所蔵されている。

影写本『村川氏旧記』では19点の文書が写されているが、寄贈を受けた古文書の中に影写された文書も含まれている。